



平成 30 年 5 月 31 日

各位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 昭彦
(コード番号 8032 東証第一部)
問合せ先 内部監査室室長 新川 裕一
(TEL. 03-5548-4021)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で公表した「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。またこれと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 151 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
第 152 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
第 153 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
第 154 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
第 155 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】、及び3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

(1) 第 151 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長野口憲三は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

(訂正後)

代表取締役社長渡辺昭彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成 25 年 3 月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 25 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の子会社である J P システムソリューション株式会社(以下「S S 社」という。)において、売上原価が不正に先送りされているのではないかとの疑念が生じたことを受け、当社は S S 社における不適切な会計処理の内容の詳細、当社及び S S 社の財務諸表への影響額を含め、事実関係解明のために、平成 30 年 2 月 28 日に調査委員会を設置し調査を実施しました。

調査委員会から平成 30 年 5 月 18 日に受領した調査報告書により、S S 社において、取引先との通謀による不正な取引、S S 社内部における前受金と売上原価の不正な利益操作、及び仕入取引を仮装した不正な資金流出がなされていたことが判明しました。

これに伴い、当社は本件不適切行為による S S 社及び当社の過年度決算への影響を調査したうえで、過年度の決算を訂正するとともに、平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書及び平成 28 年 3 月期第 1 四半期から平成 30 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、本件不適切行為を起こした S S 社役職員及び S S 社におけるコンプライアンス遵守の意識が欠如していたこと、当該役職員に従前から業務上の権限が集中しており、S S 社における牽制機能が有効に働いていなかったことが主な要因です。また、当社から S S 社に対するビジネス上の公正観や倫理観の植え付けの徹底が不十分であったことに加え、S S 社に対する統制が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期にわたり識別・改善できなかったことから、結果として S S 社に対する当社の管理・監督のあり方にも検討すべき問題があったと認識しております。

このような当社及び S S 社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は、当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、調査委員会の指摘・提言をふまえ、以下の改善策を講じていきます。

1. 当社の再発防止策

- (1) 当社グループ全体におけるコンプライアンス遵守体制の見直し
- (2) グループ会社に対する統制の強化

2. S S社の再発防止策

- (1) 役職員のコンプライアンスの徹底
- (2) 社内規程、管理資料の整備・改訂
- (3) 組織体制及び業務フローの見直しによる適切な権限配分と牽制機能の強化

(2) 第 152 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長野口憲三は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

(訂正後)

代表取締役社長渡辺昭彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成 26 年 3 月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 26 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断しました。

記

当社の子会社である J Pシステムソリューション株式会社 (以下「S S社」という。)において、売上原価が不正に先送りされているのではないかとの疑念が生じたことを受け、当社は S S社における不適切な会計処理の内容の詳細、当社及び S S社の財務諸表への影響額を含め、事実関係解明のために、平成 30 年 2 月 28 日に調査委員会を設置し調査を実施しました。

調査委員会から平成 30 年 5 月 18 日に受領した調査報告書により、S S社において、取引先との通謀による不正な取引、S S社内部における前受金と売上原価の不正な利益操作、及び仕入取引を仮装した不正な資金流出がなされていたことが判明しました。

これに伴い、当社は本件不適切行為による S S社及び当社の過年度決算への影響を調査したう

え、過年度の決算を訂正するとともに、平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書及び平成 28 年 3 月期第 1 四半期から平成 30 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、本件不適切行為を起こした S S 社役員及び S S 社におけるコンプライアンス遵守の意識が欠如していたこと、当該役員に従前から業務上の権限が集中しており、S S 社における牽制機能が有効に働いていなかったことが主な要因です。また、当社から S S 社に対するビジネス上の公正観や倫理観の植え付けの徹底が不十分であったことに加え、S S 社に対する統制が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期にわたり識別・改善できなかったことから、結果として S S 社に対する当社の管理・監督のあり方にも検討すべき問題があったと認識しております。

このような当社及び S S 社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は、当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、調査委員会の指摘・提言をふまえ、以下の改善策を講じていきます。

1. 当社の再発防止策

- (1) 当社グループ全体におけるコンプライアンス遵守体制の見直し
- (2) グループ会社に対する統制の強化

2. S S 社の再発防止策

- (1) 役員員のコンプライアンスの徹底
- (2) 社内規程、管理資料の整備・改訂
- (3) 組織体制及び業務フローの見直しによる適切な権限配分と牽制機能の強化

(3) 第 153 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長野口憲三は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

(訂正後)

代表取締役社長渡辺昭彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 27 年 3 月 31 日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の子会社である J P システムソリューション株式会社（以下「S S 社」という。）において、売上原価が不正に先送りされているのではないかとの疑念が生じたことを受け、当社は S S 社における不適切な会計処理の内容の詳細、当社及び S S 社の財務諸表への影響額を含め、事実関係解明のために、平成 30 年 2 月 28 日に調査委員会を設置し調査を実施しました。

調査委員会から平成 30 年 5 月 18 日に受領した調査報告書により、S S 社において、取引先との通謀による不正な取引、S S 社内部における前受金と売上原価の不正な利益操作、及び仕入取引を仮装した不正な資金流出がなされていたことが判明しました。

これに伴い、当社は本件不適切行為による S S 社及び当社の過年度決算への影響を調査したうえで、過年度の決算を訂正するとともに、平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書及び平成 28 年 3 月期第 1 四半期から平成 30 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、本件不適切行為を起こした S S 社役員及び S S 社におけるコンプライアンス遵守の意識が欠如していたこと、当該役員に従前から業務上の権限が集中しており、S S 社における牽制機能が有効に働いていなかったことが主な要因です。また、当社から S S 社に対するビジネス上の公正観や倫理観の植え付けの徹底が不十分であったことに加え、S S 社に対する統制が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期にわたり識別・改善できなかったことから、結果として S S 社に対する当社の管理・監督のあり方にも検討すべき問題があったと認識しております。

このような当社及び S S 社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は、当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、調査委員会の指摘・提言をふまえ、以下の改善策を講じていきます。

1. 当社の再発防止策

- (1) 当社グループ全体におけるコンプライアンス遵守体制の見直し
- (2) グループ会社に対する統制の強化

2. S S社の再発防止策

- (1) 役職員のコンプライアンスの徹底
- (2) 社内規程、管理資料の整備・改訂
- (3) 組織体制及び業務フローの見直しによる適切な権限配分と牽制機能の強化

(4) 第154期 内部統制報告書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長野口憲三は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

(訂正後)

代表取締役社長渡辺昭彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成28年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成28年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の子会社であるJPシステムソリューション株式会社(以下「S S社」という。)において、売上原価が不正に先送りされているのではないかとの疑念が生じたことを受け、当社はS S社における不適切な会計処理の内容の詳細、当社及びS S社の財務諸表への影響額を含め、事実関係解明のために、平成30年2月28日に調査委員会を設置し調査を実施しました。

調査委員会から平成30年5月18日に受領した調査報告書により、S S社において、取引先との通謀による不正な取引、S S社内部における前受金と売上原価の不正な利益操作、及び仕入取引を仮装した不正な資金流出がなされていたことが判明しました。

これに伴い、当社は本件不適切行為によるS S社及び当社の過年度決算への影響を調査したうえで、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成28年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、本件不適切行為を起こしたS S社役員及びS S社におけるコンプライアンス

ス遵守の意識が欠如していたこと、当該役職員に従前から業務上の権限が集中しており、SS社における牽制機能が有効に働いていなかったことが主な要因です。また、当社からSS社に対するビジネス上の公正観や倫理観の植え付けの徹底が不十分であったことに加え、SS社に対する統制が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期にわたり識別・改善できなかったことから、結果としてSS社に対する当社の管理・監督のあり方にも検討すべき問題があったと認識しております。

このような当社及びSS社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は、当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、調査委員会の指摘・提言をふまえ、以下の改善策を講じていきます。

1. 当社の再発防止策

- (1) 当社グループ全体におけるコンプライアンス遵守体制の見直し
- (2) グループ会社に対する統制の強化

2. SS社の再発防止策

- (1) 役職員のコンプライアンスの徹底
- (2) 社内規程、管理資料の整備・改訂
- (3) 組織体制及び業務フローの見直しによる適切な権限配分と牽制機能の強化

(5) 第155期 内部統制報告書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成29年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成29年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない判断しました。

記

当社の子会社であるJPシステムソリューション株式会社（以下「SS社」という。）において、売上原価が不正に先送りされているのではないかと疑念が生じたことを受け、当社はSS社における不適切な会計処理の内容の詳細、当社及びSS社の財務諸表への影響額を含め、事実関係解明のために、平成30年2月28日に調査委員会を設置し調査を実施しました。

調査委員会から平成30年5月18日に受領した調査報告書により、S S社において、取引先との通謀による不正な取引、S S社内部における前受金と売上原価の不正な利益操作、及び仕入取引を仮装した不正な資金流出がなされていたことが判明しました。

これに伴い、当社は本件不適切行為によるS S社及び当社の過年度決算への影響を調査したうえ、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成28年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、本件不適切行為を起こしたS S社役職員及びS S社におけるコンプライアンス遵守の意識が欠如していたこと、当該役職員に従前から業務上の権限が集中しており、S S社における牽制機能が有効に働いていなかったことが主な要因です。また、当社からS S社に対するビジネス上の公正観や倫理観の植え付けの徹底が不十分であったことに加え、S S社に対する統制が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期にわたり識別・改善できなかったことから、結果としてS S社に対する当社の管理・監督のあり方にも検討すべき問題があったと認識しております。

このような当社及びS S社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は、当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、調査委員会の指摘・提言をふまえ、以下の改善策を講じていきます。

1. 当社の再発防止策

- (1) 当社グループ全体におけるコンプライアンス遵守体制の見直し
- (2) グループ会社に対する統制の強化

2. S S社の再発防止策

- (1) 役職員のコンプライアンスの徹底
- (2) 社内規程、管理資料の整備・改訂
- (3) 組織体制及び業務フローの見直しによる適切な権限配分と牽制機能の強化

以上